

# 平成28年度の雇用保険料率

－ 雇用保険料率が引き下がります －

- ◆「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成28年3月29日に国会で成立しました。このため、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率は、以下の表のとおり引き下がります。
- ◆平成28年度の失業等給付の雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担とも1/1000ずつ引き下がります。
- ◆併せて、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、0.5/1000引き下がります。

## [平成28年度の雇用保険料率]

事業の種類	負担者 ① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		① + ② 雇用保険料率	
		失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率		
一般の事業	<b>4/1000</b>	<b>7/1000</b>	4/1000	3/1000	<b>11/1000</b>
(27年度)	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	<b>5/1000</b>	<b>8/1000</b>	5/1000	3/1000	<b>13/1000</b>
(27年度)	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	<b>5/1000</b>	<b>9/1000</b>	5/1000	4/1000	<b>14/1000</b>
(27年度)	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

※枠内の下段は平成27年度の雇用保険料率



## 年度更新申告書受理相談会について

年度更新申告書受理相談会をご利用ください。なお、相談に当たり、賃金集計表や一括有期事業報告書を事前に作成・持参していただければ、迅速に対応することができます。

年度更新申告書受理相談会の日程は次のとおりです。詳細は、各労働基準監督署にお問い合わせください。

管轄 監督署	開催日:7月			時 間	会 場
	7(木)	8(金)	11(月)		
水 戸	○			9:30～16:00	笠間市商工会友部事務所 大会議室 (笠間市東平 2-3-3)
	○			10:00～16:00	大子町立中央公民館 第1研修室 (久慈郡大子町大字池田 2669)
		○		9:30～16:00	常陸大宮市文化センター 会議室1 (常陸大宮市中富町 3135-6)
		○	○	9:00～16:00	茨城県職業人材育成センター本館研 修室 A11(水戸市水府町 864-4)
			○	9:30～16:00	常陸太田市商工会 大会議室 (常陸太田市中城町 3210)
日 立	○	○	○	9:00～16:00	日立労働基準監督署 会議室
			○	9:30～15:30	ハローワーク高萩 会議室 (高萩市本町 4-8-5)
土 浦	○	○	○	10:00～16:00	新治ショッピングセンター さん・あぴお 2階特設会場(土浦市大畑 1611)
			○	10:00～16:00	小美玉市四季文化会館(みの〜れ)練 習室(1)(小美玉市部室 1069)
筑 西	○	○	○	9:00～16:00	筑西労働基準監督署 会議室
古 河	○	○	○	9:00～16:00	古河労働基準監督署 2階会議室
常 総	○	○	○	9:00～16:00	常総労働基準監督署 会議室
龍ヶ崎	○	○	○	9:00～16:00	龍ヶ崎労働基準監督署 1階会議室
鹿 嶋	○	○	○	9:00～16:00	鹿嶋労働基準監督署 屋外会議室

## 年度更新業務の一部の外部委託について

年度更新業務のうち、年度更新申告書等関係書類の送付及び年度更新申告書の審査等業務の一部を、民間事業者へ委託しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。年度更新申告書の記載内容等を確認する必要がある場合、民間事業者から電話連絡があります。

## 労働保険料等の口座振替制度について

口座振替制度は、あらかじめ届け出が必要になりますが、口座振替の納付日に、届出いただいた口座から労働保険料を引き落とし、納付する制度です。

金融機関等の窓口に出向くことなく労働保険料が納付できること、一度手続きを行えば継続して口座振替で納付できること、手数料がかからないこと、保険料の引き落としに最大約2ヶ月ゆとりができること等のメリットがありますので、ご利用ください。

申込書は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、茨城労働局の窓口でお配りしています。

納期	第1期	第2期 ※1	第3期 ※1
口座振替申込期限	平成28年2月25日	平成28年8月15日	平成28年10月11日
口座振替納付日	平成28年9月6日	平成28年11月14日	平成29年2月14日
口座振替を利用しない場合の納期限	平成28年7月11日	平成28年10月31日	平成29年1月31日

※1…第2期、第3期については、労働保険料の延納が認められた場合に対象となる口座振替日です。

## 電子申請について

電子申請とは、現在紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするものです。

行政機関の窓口に出向くことなく、自宅や会社から申請・届出ができ、複数の窓口をまわらなければならない時でも、自宅や職場のパソコンから手続することができる等のメリットがあります。

電子申請をするにあたっては、あらかじめ電子証明書の取得が必要です。

詳しくは、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」のホームページをご覧ください。

<http://www.e-gov.go.jp/>

## 一般拠出金について

「一般拠出金」とは、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づき、申告・納付いただいているもので、徴収された一般拠出金は、国からの交付金、地方公共団体からの交付金、特別事業主(アスベスト製造、販売を行ってきた事業主)からの特別拠出金と併せて、石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てられています。

平成26年4月1日より、石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金率が改正され、業種を問わず一律賃金総額に1000分の0.02を乗じた額を申告納付してください。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

⇒「厚生労働省 労働保険年度更新に係るお知らせ」で検索！

お支払いいただいた労働保険料は、各種労災保険給付や雇用保険給付などに使われています。

## 労災保険料

### 労災保険給付等

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や亡くなった場合に被災労働者や遺族を保護するため、必要な給付を行っています。

### 社会復帰促進等事業

被災労働者の円滑な社会復帰の促進や被災労働者とその遺族の援護を図るために、3つの事業を行っています。

1. 社会復帰促進事業
2. 被災労働者等援護事業
3. 安全衛生確保等事業

## 雇用保険料

### 失業等給付

①労働者が失業した場合、②労働者に雇用の継続が困難となる事由が生じた場合、③労働者が自ら教育訓練を受けた場合に、生活および雇用の安定と就職の促進を図るための給付を行っています。

### 雇用保険二事業

失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発を図るための事業を行っています。

たとえば、雇用維持のための事業主に対する助成金の支給、若者や子育て女性に対する就労支援などを行っています。